

よくある質問と回答

番号	分野	質問	回答
1	全体	「高齢者ふれあい食事会」との違いは何ですか	「高齢者ふれあい食事会」では北区が会場を確保し、協力員と一緒に当日の運営（一部会場を除く）を行っていました。今後は区内で活動する団体が、自主的に会食事業を行う際に補助金を交付します。
2	全体	会食事業での食事の提供は、会食事業のスタッフまたは参加者が直接調理したものに限りませんか。	提供する食事は会食事業のスタッフまたは参加者が直接調理したもののほか、購入した弁当等も対象に含まれます。
3	団体	シニアクラブが補助申請することは可能ですか。	シニアクラブに対しては、別の補助事業により運営費を補助しているため、シニアふれあい食事会補助事業の対象となりません。
4	頻度	要件に「原則として月1回以上会食を実施すること」とありますが、例外的に実施しない月があってもいいですか。	「月に1回以上、定期的を実施すること」が原則ではありますが、実施しないことについて合理的な理由がある場合は実施しない月があってもかまいません。合理的な理由の例としては、参加者の安全が確保できない場合（食中毒の恐れ、感染症の感染拡大等）や、お盆や年末年始などの長期休暇により参加者が十分に確保できないと想定される場合などが考えられます。
5	頻度	「シニアふれあい食事会」事業の初年度は年度途中の開始と聞いているが、年間で何回食事会を実施する必要がありますか。	年度内という括りではありませんが、原則として、月に1回以上実施をお願いします。
6	参加者	高齢者とは何歳以上の方ですか。	高齢者とは65歳以上の方です。また、年度内に65歳に到達するが食事会の開催時点では64歳の方も高齢者に含まれます。
7	参加者	補助要件に「1回あたりおおむね10名以上の高齢者が参加できる規模で開催すること。」とあるが、結果的に10名以上集まらなかった場合に補助を受けることはできますか。	開催周知の段階で10名以上の定員としていれば足りるものとし、実際に集まった参加者が10名を下回っていることは問題ありません。なお、高齢者以外の方も参加する場合は、高齢者の定員を10名以上確保したうえで実施をしてください。
8	参加者	補助要件に「主に一人暮らし高齢者等を対象とし」とありますが、高齢者の参加者のうち、おおむね何割程度必要ですか。	高齢者の参加者のうち、5割以上が一人暮らし高齢者等をお願いします。
9	参加者	補助要件の「1回あたり10名以上参加できる規模で開催すること」という要件は、会食事業のみに適用されますか？それとも、健康に関する講座や多世代交流イベントを実施する際も10人以上の規模である必要がありますか。	健康に関する講座や多世代交流イベントの実施時も、高齢者が10人以上参加できる規模で開催してください。講座や多世代交流についても、参加する予定の高齢者のうち、一人暮らし高齢者等が5割以上になることを見越して開催してください。
10	参加者	同じ参加者が同じ会場に通い続ける想定であり、当日の飛び込み参加は基本的に想定していません。その場合でもこの補助金の対象になりますか。	参加者の固定の有無は問いません。登録制等で同じ方が通い続ける場合も補助対象となります。
11	責任者	補助要件に「常時、責任者を配置し」とありますが、責任者は団体の代表者である必要がありますか。飲食店の従業員や、運営を手伝ってくれるボランティアスタッフでもよろしいですか。また、責任者は毎回同じ人である必要がありますか。	責任者は代表者でなくとも、事業者や団体のスタッフ等でも構いません。また、回によって責任者が変わっても問題ありません。
12	スタッフ	補助要件に「事業の規模に応じたスタッフ体制を確保」とありますが、どのような体制を想定していますか。	具体的な人数は、参加者の人数や会場の設備や広さ、スタッフの熟練度によって変わってきますのでお示しはできません。代表の方一人では運営が難しいかと思っておりますので、必要な人数に手伝ってもらってくださいという主旨です。
13	おたがいさま	「おたがいさまネットワーク協力団体」とは何ですか。登録することでなにか義務や費用が発生しますか。	「おたがいさまネットワーク」とは、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、高齢者あんしんセンターが中心となり見守り、ともに支え合う取組」です。「おたがいさまネットワーク」に賛同している団体が「おたがいさまネットワーク協力団体」です。義務や費用は発生しませんが、参加した高齢者の中に普段と様子の違う方がいた場合には、高齢者あんしんセンターに連絡をしてください。

14	研修・連絡会	補助要件に「北区が年に1回実施する高齢者の見守りに係る研修等への参加に努めること」「高齢者支援に関わる他の関係機関等との連絡会への参加に努めること」とありますが、これらはどのようなものですか。また、当初は参加予定であったが、都合により参加できなくなった場合は補助金の対象外となりますか。	おたがいさまネットワーク協力団体向けの研修会や、見守り活動を行っている町会・自治会向けの研修を想定しています。高齢者の見守りを行っている他の団体の方が、どのように見守り活動を行っているのか等を学ぶ研修です。実施日・実施場所は現時点（事業説明会開催日時）では未定ですが、決まり次第お知らせいたします。やむを得ない事情により参加できなくなってしまった場合は、補助金の対象外とはなりません。
15	見守り	補助要件に「会食事業の開催時には参加者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること」とありますが、どのように周知すればよいですか。	地域包括支援センターや見守り相談窓口等の関係機関の問合せ先が記載されたチラシ等を会食会場に掲示いただくことや食事の提供の際にチラシ等を配布していただくことが望ましいです。
16	見守り	補助要件に「参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。」とありますが、実施方法などの要件はありますか。また、北区への報告が必要ですか。	生活状況の把握とは、日常会話など自然な形のコミュニケーションを通じて把握していただくことを想定しています。なお、参加者の生活状況を記録した報告書の作成までを求めるものではありません。また、参加者の個別の生活状況について北区への報告は不要です。
17	講座	講座事業は「高齢者の心身の健康増進又は安全安心な日常生活に資する講座」を実施する事業とのことですが、健康増進に関する講座のみ補助されますか。他のテーマでも補助対象になりますか。	健康増進がテーマでも、防犯・防災・見守り等がテーマでも構いません。
18	経費	スタッフに対して会場までの交通費や謝礼金を支給したいのですが、補助対象になりますか。	運営スタッフへの支払いは会食事業、講座事業、多世代交流事業の全てにおいて対象外です。ただし、例えば外部講師等を講座や多世代交流に呼ぶ場合、その方への報償費（交通費や謝礼金）を支払うことは差し支えありません。
19	経費	講座事業において、運営スタッフに講師を依頼する場合、その日だけ「運営スタッフ」という立場ではなく「講師」という扱いにすれば、謝礼（報償費）は補助対象になりますか。	運営スタッフへの支払いは、その日だけ「講師」扱いにしても補助対象になりません。会費等、補助金以外から支出してください。
20	経費	当団体の収入額は収支計画書等に全て計上する必要がありますか。	シニアふれあい食事会事業の実施に係る収入のみを計上してください。（団体運営費に係る収入額は計上しないでください。）
21	経費	会食事業や講座事業、多世代交流事業で飲酒をしても補助対象になりますか。	飲酒を伴う場合は補助対象になりませんのでご注意ください。
22	経費	会食事業の開催については、月あたり2回が上限ですか。	月あたりではなく年度あたりの上限となります。 (例) 7月～9月各月1回計3回 10月～3月各月3回計18回 令和8年度 計21回の実施予定の場合、21回x補助基準額となります。
23	経費	会食事業等で使用する備品等の保管庫として、近隣のトランクルームや物件を賃借する際の賃借料は補助対象ですか。	会食事業における食事の提供に必要な保管庫の賃借料であれば補助対象となります。
24	経費	高齢者向けの健康講座や多世代交流等事業を実施するが、高齢者の会食事業は実施しない場合補助申請はできますか。	会食事業に加えて、健康講座や多世代交流等を行う場合の補助です。会食事業を実施せず、健康講座や多世代交流等事業のみの補助申請はできません。
25	経費	同じ会場で子供や保護者、高齢者に食事を提供している場合、その経費の全体を事業区分「(1)会食事業の開催」として補助申請することができますか。	シニアふれあい食事会事業の補助要件を満たしている部分については補助申請できますが、申請する場合は、子供や保護者、高齢者それぞれに経費を区分するか、提供する食数等により、経費を按分してください。子供や保護者に提供する食事の経費は、シニアふれあい食事会補助事業には申請できません。
26	経費	当団体は普段、飲食店・介護事業所等を経営しています。当団体が所有する店舗・事業所を会場にする場合は、経費についてどのように申請したらよいですか。	シニアふれあい食事会事業とそれ以外の経費を分けて申請してください。光熱水費等、完全に分けることができない経費は按分してください。なお、飲食店・介護事業所等の運営に係る経費は補助対象になりませんのでご注意ください。
27	経費	会食だけではなく、参加者の自宅までお弁当を持って行ったり（配食）、参加者にお弁当を持ち帰ってもらい自宅で食べてもらう（持ち帰り）も実施するか検討中です。助成対象になりますか。	当事業は、高齢者の交流機会の増加を目的の1つとしています。配食や持ち帰りではその目的の達成が難しいことから、会食（対面での食事）に要した費用のみ対象となります。配食、持ち帰りは対象外です。ただし、当初会食のつもりで準備していたが、急用等により来られなかった人に対して配食を行った場合は、その経費は対象になります。
28	経費	講座事業や多世代交流等事業でも、飲食費は補助対象になりますか。	講座事業や多世代交流事業では、飲食費は対象外となります。会費等、補助金以外から支出してください。
29	経費	会食事業の実施における補助基準額について、例えば当初は25人の高齢者が参加予定だったが、実際には15人しか集まらなかった場合、どの段階を基準としますか。	番号8と同様に、開催周知の段階で21人以上の定員としていれば21～30人の補助基準額を適用できるものとし、結果的に集まった参加者が21人未満となっても問題ありません。ただし、21人以上の参加を見込めないことが判明した後に、必要以上の食材や消耗品を購入する等はされないようにご留意ください。
30	経費	自団体が所有する会場を使用する際の会場使用料は、助成対象になりますか。	自団体が所有する会場を使用する際の会場使用料は、光熱水費等、実費にあたる部分（利益が入っていない金額）のみ対象